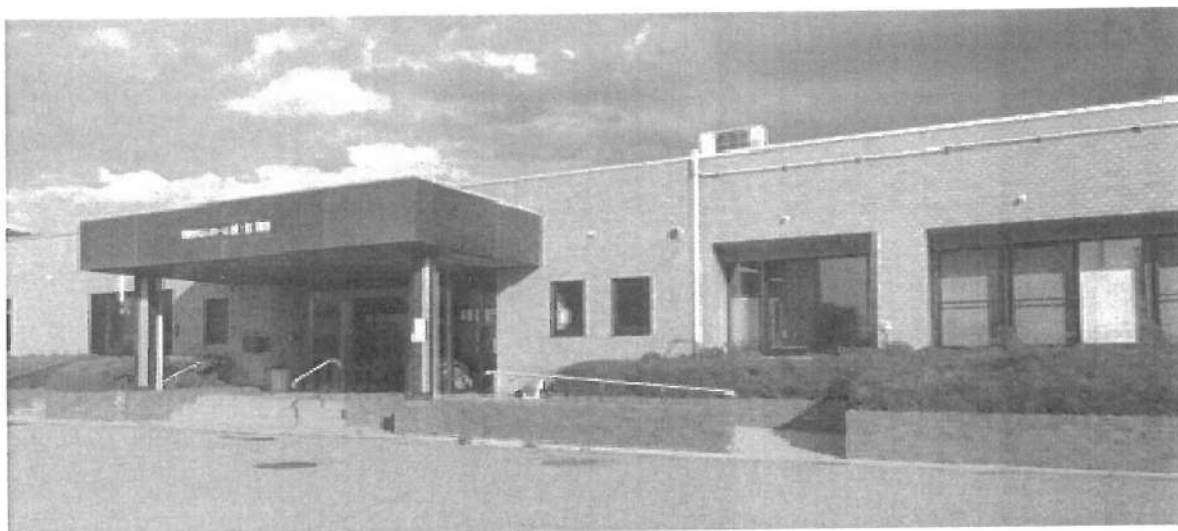


# 養護老人ホーム安生園

## 運営規程



令和7年12月1日

# 養護老人ホーム 安生園運営規程

## 第1章 施設の目的・運営の方針及び施設の名称等

### (施設の目的)

第1条 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団が経営する養護老人ホーム安生園（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、本人が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な支援及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境を提供するとともに、利用者の支援に関する計画（以下、「支援計画」という。）に基づき、自立のための援助や社会参加の促進に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム 安生園
- (2) 所在地 青森県青森市大字浜館字間瀬85番地1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員の職種、員数)

第4条 施設は、厚生労働省が定める職員配置基準に基づき、次の職種の職員を配置するものとする。

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1)施設長     | 1名（常勤）      |
| (2)事務員     | 2名以上（常勤）    |
| (3)主任生活相談員 | 1名（常勤）      |
| (4)生活相談員   | 2名以上（常勤）    |
| (5)主任支援員   | 1名（常勤）      |
| (6)支援員     | 4名以上（常勤）    |
| (7)看護師     | 1名以上（常勤）    |
| (8)栄養士     | 1名（常勤）      |
| (9)嘱託医     | 2名（嘱託医・非常勤） |
| (10)その他の職員 | 5名（非常勤）     |

## **(職務の内容)**

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 事務員は、庶務・人事及び経理、会計事務並びに建物・設備・物品等の管理に関する業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談、助言その他の援助、利用者の自立のための必要な指導及び援助、退所後の支援、社会生活上の便宜の提供、利用者の介護保険サービスの利用への援助及び居宅介護支援事業者等との連携、保険サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等、利用者の自立支援に関する業務に従事する。
- (4) 主任生活相談員は、前号に規定する業務のほか、施設入所に際しての調整、他の相談員に対する技術指導等に関する業務に従事する。
- (5) 支援員は、利用者の支援計画の作成及び支援計画に沿った支援を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- (6) 主任支援員は、前号に規定する業務のほか、支援員に対する技術指導等に関する業務に従事する。
- (7) 看護師は、利用者の診療の補助及び看護、並びに利用者の保健衛生、健康管理に関する業務、医療機関等との連携に関する業務に従事する。
- (8) 栄養士は、献立作成、栄養管理、材料管理、施設・設備管理、業務管理、衛生管理等利用者の「食事」に関する業務に従事する。
- (9) 嘱託医は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に関する業務に従事する。

## **第3章 利用者の定員及び入所・退所**

### **(利用者定員)**

第6条

利用者の定員は60名とする。

### **(入所)**

第7条 施設の入所は、措置機関からの委託により行うものとし、施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮することとする。

### **(入所時の面接)**

第8条 施設は、入所時に利用者に対し、面接を行い、施設の目的、方針、日課、利用者の心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をもたれるよう努めるものとする。

### **(身上調査及び健康診断)**

第9条 施設は新たに入所した利用者について、心身の状況、生活歴、生活状況、家庭状況、病歴、施設に対する要望、その他心身に関する調査及び健康診断を行い、これを記録・保存するものとする。

### (退所)

第10条 施設は、利用者が次の事項に該当した場合及び第34条各号の規定に違反し、施設長の指導・指示に従わないときは、関係機関等に連絡し、協議のうえ、退所その他必要な処置を講ずるものとする。

- (1)利用者から退所の意思表示があったとき。
- (2)利用者が無断で外泊し、帰所の見込がないとき。
- (3)利用者が入院し、3ヶ月以上経過したとき、又は3ヶ月以上の入院が見込まれるとき。
- (4)利用者が身体的、精神的に施設の生活が営めないと見込まれるとき。
- (5)利用者が死亡したとき。

### (退所への支援)

第11条 施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、本人が居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、本人及びその家族の希望、本人の退所後の生活環境等を勘案し、本人の円滑な退所のために必要な援助に努めるものとする。

- 2 施設は、利用者の退所に際しては、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 施設は、利用者の退所後も、必要に応じ、当該利用者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めるものとする。

### (死亡)

第12条 施設は、利用者が死亡した時は、死因、日時、場所、その他必要な事項を、速やかに福祉事務所長、身元引受人、近親者等の関係者に連絡するものとする。

## 第4章 利用者の支援の内容

### (支援の方針)

第13条 施設は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行うものとする。

- 2 利用者の支援は、支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の職員は、利用者の支援に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項については、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 入所者等に対する閲覧に関して公表し、入所者・ご家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することが出来るものとする。

### (身体拘束適正化に関する事項)

第14条 施設は、利用者の支援に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。

2 施設は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、身体拘束適正化に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

### （虐待防止に関する事項）

第15条 虐待の防止のための対策を検討する人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を行う。その責任者は施設長とする。

2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

3 支援員その他の職員に対し、虐待防止のための研修（年2回以上）を定期的実施する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこととする。

### （支援計画の作成）

第16条 生活相談員及び支援員は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その利用者及びその家族の希望を勘案し、他の職員と協議のうえ、その利用者の支援計画を作成するものとする。

2 生活相談員、支援員は、支援計画について、利用者の支援状況を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

### （支援計画の説明）

第17条 生活相談員、支援員は、支援計画に基づく支援サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、支援サービスの内容について理解しやすいように説明を行うものとする。

### （相談）

第18条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

### （日常生活支援）

第19条 施設は利用者に対し、支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 施設は利用者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行うものとする。
- 6 施設は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は、清拭を行うものとする。ただし、利用者に傷病があり、又は伝染性疾患の疑いがあるなど、医師又は看護師が入浴について、適当でないと判断する場合には行わないことができるものとする。
- 7 施設は、教養娯楽設備を整えるほか、適宜レクリエーション行事を行うものとする。

## **第5章 施設の利用にあたっての留意事項**

### **(日課)**

第20条 施設長は、利用者の日常生活に日課を定め、これを励行させることができるものとする。ただし、宗教的行事に参加させることを強要してはならないものとする。

### **(余暇活動)**

第21条 施設は、娯楽・教養設備の充実に努め、余暇行事を適宜実施して、利用者の減衰機能の回復・防止及び健康で文化的な生活が出来るように努めるものとする。

### **(日用品等の給貸与)**

第22条 施設は利用者に対し、被服等の物品を給与又は貸与することができるものとする。

### **(食事)**

第23条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事とし、適切な時間に提供するものとする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

### **(健康管理)**

第24条 施設は、常に利用者の健康管理に留意し、年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録するものとする。

- 2 施設は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康維持のため、健康・体力作りプログラムの提供等の適切な措置を行うものとする。
- 3 嘱託医は定められた日時に診療及び健康相談を行うものとする。

### **(居宅介護サービスの利用)**

第25条 施設は、利用者が要介護状態等（介護保険法第20条に規定する要介護状態等をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第22条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### **(緊急時の対応)**

第26条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急を要する状態の時は、ナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 施設の職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な処置を講ずるものとする。

### **(預り金の取り扱い)**

第27条 施設は、利用者の現金及び預貯金について、利用者及び家族等が管理することが困難と認められた場合は、別に定める「安生園利用者預り金管理要綱」の定めによるところにより、施設が代わって管理することができるものとする。

### **(記録の整備)**

第28条 施設は、次の各号に掲げる記録を整備するものとする。

- (1) 利用者の支援に関する計画
- (2) 行った具体的な支援の内容等の記録
- (3) 身体拘束を行った場合のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (5) 利用者に対する支援による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 職員・設備及び会計についての記録

### **(日課の励行)**

第29条 利用者は、健康と生活の安定のため施設が定めた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

### **(外出及び外泊)**

第30条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、その都度、外出・外泊先、用件及び施設へ帰着する予定等を所定の手続きにより施設長に届け出、許可を得るものとする。

### **(面会)**

第31条 利用者が外来者と面会をしようとする時は、利用者又は外来者が面会簿に記入し、あらかじめ定められた場所において面会するものとする。施設長は特に必要がある時は面会の場所や時間を指定することができるものとする。

### **(喫煙)**

第 32 条 施設内の喫煙は、所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含め禁煙とする。

### **(健康保持)**

第 33 条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

### **(衛生保持)**

第 34 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

### **(感染予防)**

第 35 条 利用者は感染予防に努めるものとする。

### **(施設内禁止行為)**

第 36 条 利用者が、施設内で次の行為をすることを禁じる。

- (1)けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑をかけること。
- (2)政治活動、宗教、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3)指定した場所以外で火気を用いること及び居室内等へ危険物品を持ち込むこと。
- (4)施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5)故意に設備又は備品を損傷・汚染し、又は無断で施設の物品を施設外に持ち出すこと。
- (6)その他この規程で定められていること。

### **(損害賠償)**

第 37 条 利用者が、故意又は過失によって、施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で設備、備品の変更をしたときは、その損害を弁償し、原状に回復する責を負うものとする。

### **(身上変更の届出)**

第 38 条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに施設長に届けなければならないものとする。

## **第 6 章 非常災害対策**

### **(非常災害対策)**

第 39 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成するものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害時等に対して具体的な消防計画等の防災計画

を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回以上実施するものとする。

3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

5 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定するものとする。

## 第7章 その他施設運営に関する重要事項

### （衛生管理及び感染症対策）

第40条 施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行うものとする。

(1)衛生知識の普及指導

(2)年2回以上の大掃除

(3)月1回以上の消毒

(4)週2回以上の入浴又は清拭

(5)月1回以上の調髪

(6)その他必要なこと。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね年4回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。なお、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2)施設における感染症又は予防及びまん延の防止のための指針を準備すること。

(3)施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施すること

(4)別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(5)平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定すること。

### （協力医療機関等）

第41条 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

### （職員の勤務体制及び質の確保）

第42条 施設は、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

2 職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した支援を行うことができるよう配慮する。

3 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(2) 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### **（秘密保持等）**

第43条 職員または職員であった者は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報等の秘密が漏洩しないように守るものとする。また、退職した場合においても同様とする。（守秘義務）

2 施設は、利用者の退所に際し、居宅介護支援事業者等に利用者の同意に基づき、必要な情報を提供することができるものとする。

#### **（個人情報の保護）**

第44条 施設は、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団「個人情報保護要綱」に基づき、利用者の個人情報の取り扱いを遵守し、適正かつ適切に行うものとする。

#### **（苦情処理）**

第45条 施設は、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団「苦情解決事業実施方針」及び養護老人ホーム「安生園苦情解決事業実施要領」に基づき、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

#### **（情報の公開）**

第46条 施設長は、社会福祉法第24条の趣旨により、施設が提供する支援サービス内容を公開し、県民が施設サービスについて理解と信頼を得るよう努めるものとする。

#### **（地域との連携）**

第47条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

#### **（事故発生の防止及び発生時の対応）**

第48条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的（年2回以上）に行うこと。

(4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

### (施設・設備の利用、生活ルール等)

第 49 条 施設・設備の利用時間及び生活ルール等は、利用者の意思、希望、ニーズを把握し、利用者主体の施設サービスを提供する視点からサービスの検証及び改善の検討を行い、施設が定めるものとします。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 施設・設備等の利用維持管理は、施設職員が行うものとする。

## 第 8 章 施設の管理

### (施設の管理)

第 50 条 施設・設備の維持管理は、施設の適切な管理の下、専門会社に委託して行うものとする。

### (職場におけるハラスメント)

第 51 条

施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### (その他)

第 52 条 この規程に定めのない事項については、その都度別途定めるものとする。

附則 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 元年 11 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。